

医療費控除、社会保険料控除に使用する証明書の発送について

国民健康保険と後期高齢者医療制度における医療費通知、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料における納付済額の通知を発送する時期は下記のとおりになります。

なお、確定申告の際の各種控除の手続きに使用することができます。

		対 象	発送予定	
医療費控除	医療費通知	①国保	令和4年1月～11月診療分	令和5年1月下旬
			令和4年12月診療分	令和5年2月下旬
		②後期	令和4年1月～11月診療分	令和5年2月中旬
			令和4年12月診療分	令和5年3月中旬
社会保険料控除	納付済額のお知らせ	③国保 ④後期 ⑤介護	令和4年1月～12月分	令和5年1月下旬

☎①・③・④町民課 内線274

⑤福祉課 内線316

②神奈川県後期高齢者医療広域連合 ☎045 (440) 6700

医療費控除の申告

確定申告・町県民税申告で医療費控除を申告する場合は「医療費控除の明細書」の添付が必須です。

【領収書の内容を記入する場合】

住所・氏名・医療費の金額等を必ず事前にご記入ください。

【医療費通知書を添付する場合】

医療費控除の明細書の記入は必要ありませんが、医療費通知に関する事項欄（医療費の合計金額等）を必ず事前にご記入ください。

※明細書の記入がない場合、申告を受けられないことがあります。

※申告会場にて「医療費の領収書」の添付・提示は必要ありません。医療費控除の明細書に記入した領収書はご自宅で5年間保管してください（税務署から提示・提出を求められる場合があります）。

☎税務課 内線253

☎福祉課 内線315

寝たきり高齢者等の障害者控除対象者認定書の発行
 障害者手帳をお持ちでない要介護認定を受けている65歳以上の方で、寝たきりや認知症により障がい者等に準ずると認められた方に発行します。確定申告の際に提出すると障害者控除を受けられます。
▼対象 要介護2以上で要介護認定主治医意見書により、町が知的障害者及び身体障害者に準ずると認めた方（状態確認が必要となりますので、事前にお問合せください。）

おむつ代が医療費控除されます
▼対象 6か月以上寝たきりの状態で常時紙おむつの使用が必要と認められた方
▼必要な書類
 ① 医療機関が発行する「おむつ使用証明書」
 なお、前年度に引き続きおむつ代の医療費控除を受けられる方で、要介護認定主治医意見書で尿失禁が確認できる場合、町高齢福祉係で交付する「内容確認証明書」で代用することができます。
 ② 「医療費控除の明細書」
 ③ 福祉課 内線315
 ④ 税務課 内線253

☎福祉課 内線315

新年を迎えたこの機会に！
町税、料などは口座振替がおススメです
 口座振替は、定められた納期ごとに指定された預（貯）金口座から自動で引き落としして納付することができるサービスです。
口座振替をおススメする5つの理由
 1. 通知書と納付書の管理をする必要がありません。【納付書紛失とさようなら】
 2. 非対面で納付できます。
 3. 【感染症リスクとさようなら】
 3. 支払う手間を省けます。【金融機関窓口の順番待ちとさようなら】
 4. 納付忘れがありません。【督促状、延滞金のリスクとさようなら】
 5. 新年度が始まる前に口座振替を申し込むと紙の使用量が減ります。【環境への負荷をシエイプアップ】
 例えば、次のような方には、特におススメします。
 ● 職場を退職し、健康保険や介護保険が給料天引き等から町の保険に切り替わる方
 ● 新たに不動産を取得し固定資産税の納付が始まる方
 ● 町外に引っ越しするが大磯町への納付が継続する方
 口座振替の申込みは、金融機関の他に、役場窓口でも受付しています。ぜひご利用ください。

▼取扱金融機関
 中南信用金庫・横浜銀行・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・スルガ銀行・三井住友銀行・湘南農業協同組合・さがみ信用金庫・平塚信用金庫・中栄信用金庫・ゆうちょ銀行
▼申込みに必要なもの
 ・ 金融機関の届出印
 ・ 通帳やキャッシュカードなど口座番号がわかるもの
 ・ 町税・料等の納税通知書お手元にある場合)
 ※口座振替のお申し込みから開始まで約40日程度かかりますので、新年度から利用したい場合は、お手続きはお早めにお願います。

☎会計課 内線279

